

## 報告第6号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

平成23年8月30日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

スポーツ基本法の施行に伴い、三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例並びに三田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成23年8月24日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

スポーツ基本法の施行に伴い、三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例並びに三田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第 23 号

### スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部改正)

第 1 条 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例（平成 16 年三田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 号中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）」に改める。

(三田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第 2 条 三田市スポーツ振興審議会条例（平成 19 年三田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 三田市スポーツ推進審議会条例

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条」に、「三田市スポーツ振興審議会」を「三田市スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条中「法第 4 条第 4 項及び第 23 条」を「法第 35 条」に、「振興」を「推進」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第 2 条の規定による改正前の三田市スポーツ振興審議会条例に規定する三田市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例第 2 条の規定による改正後の三田市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）に規定する三田市スポーツ推進審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、新条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、

この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。